

上下水道部会運営細目

第1条 (名称)

本部会は、公益社団法人日本技術士会中国本部上下水道部会（以下、「部会」という。）と称する。

第2条 (目的)

本部会は、上下水道部門の技術士としての品位、資質、地位の向上を図るとともに、日本技術士会の発展に寄与することを目的とする。（統括本部上下水道部会規則第2条）

第3条 (運営)

「中国本部部会運営要領（平成27年3月28日制定）」に基づき実施する。

第4条 (例会・幹事会の開催)

- (1) 例会の開催：例会は、前年度の事業報告、当年度の事業計画を広く部会員に周知するために行うものであり、部会講演会と併せて年1回（8月頃）に実施する。
- (2) 幹事会の開催：幹事会は、定例幹事会・臨時幹事会とし、以下の通り実施する。
 - 1) 定例幹事会
当年度の事業実施計画、事業実施状況、来年度の事業計画等を協議するもので、4月（当年度事業実施計画の確認等）、10月（来年度事業計画案の作成等）を目処に年2回実施する。幹事会の日程、議案等については、部会長、副部会長で調整を諮り作成する。
 - 2) 臨時幹事会
幹事の要請により、必要に応じて実施する。

第5条 (その他の事業)

- (1) 部会講演会：中国本部上下水道部会が主催する講演会を年1回（8月頃）に実施する。
講演会は、上水道や下水道に係る複数の講演で構成することを基本とする。
- (2) 部会研修会：統括本部が開催する上下水道部会講演会を、5回程度WEB中継する。
- (3) 部会見学会：現場・施設見学会を1回(10月頃)開催する。
(農林水産部会・上下水道部会・環境部会合同で開催する)
- (4) 中国本部（又は各県支部）が開催する例会に参加(11月頃)する。

(5) Web 会議など統括本部・中国本部等の主要事業への協力と参加

幹事の中から以下に示す担当幹事及び委員を選出する。統括本部や中国本部との Web 会議等を含む連携事業は、部会長、副部会長、担当幹事及び委員が中心となって実施する。

- ・ 事業委員会委員
- ・ 企画総務委員会委員
- ・ 修習技術者支援委員会委員
- ・ 社会貢献委員会
- ・ Web 会議普及小委員会
- ・ 青年技術士交流委員会
- ・ 男女共同参画推進委員会

(6) 行政機関、コンサルタント協会など外部関係機関との協議・調整など

行政機関、コンサルタント協会など外部関係機関との協議・調整などは、部会長、副部会長が中心となって、本部と調整を図り実施する

第 6 条 (その他)

(1) 事業の実施にあたって、他部会及び中国本部事務局と連携して行う。

(2) 通常使用できる会議室として、中国本部会議室(定員 30 人程度)の他に、以下の会議室についても活用することができる。

- ・ ウエノヤビル 6 階会議室 (カンファレンスルーム) : 定員 60 人程度

(2020 年 4 月 25 日作成)